

## 最近の学校における個人情報保護 - 傾向と対策 -

日本大学法学部非常勤講師  
松澤 幸太郎

### はじめに

個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)の全面施行後一年以上の期間がたち、個人情報保護に対する社会の関心は相変わらず高い。これを受けて、学校における個人情報保護への取り組みも進められているが、具体的にどのような考え方をし、どのような措置をとるかについて判断に迷うことも多い。

本稿ではこのような状況を踏まえ、学校に生じていると思われる個人情報保護に関する問題をいくつか想定し、具体的な対処方法について考える<sup>1</sup>。なお学校に適用される個人情報保護関連の法令等は、各学校の性質により異なるので、実際の取り組みにおいては、各学校に適用される法令等を確認する必要がある<sup>2</sup>。

### 事例(1)名簿作成時の対応

法律制定に伴って、クラス名簿に(i)氏名・住所・電話番号を載せてもよいか、(ii)氏名・住所のみ載せるか、(iii)氏名のみ載せるかをアンケート調査し名簿を作成した結果、情報が部分的に抜けている状態のクラス名簿になってしまった。

緊急連絡網等の連絡名簿の作成・配付について文部科学省の『学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針』解説(以下、指針解説)は、次の二点を述べている<sup>3,4</sup>。

個人情報保護法上、保護者等に緊急連絡網等の連絡名簿を配布する場合には、情報の取得時に学校が生徒等から適切に同意を得る手続きを取るならば、従来どおり名簿の配布等を行うことができる。

本人の同意が得られないときは、個人情報保護法第23条第1項に規定される例外(本人の同意を得

ないで提供できる場合)に該当しなければ、同意する者の範囲で作成・配付するなど、適切に対処する必要がある。

また指針解説は、緊急連絡網等の連絡名簿の作成・配付の際の具体的な手続きとして、次のような方法を例示している<sup>5</sup>。

入学時の案内等で、学校が取得した生徒の個人情報を緊急連絡網として保護者や地域の関係団体等に提供することを本人又は保護者(法定代理人)に明示し、同意の上で、所定の用紙に必要な個人情報を記入・提出してもらう。

新学期の開始時に、保護者会での配付資料や連絡プリント等で、学校が保有している生徒等の個人情報を緊急連絡網として保護者や地域の関係団体等に提供することを本人又は保護者(法定代理人)に明示し、同意の書面を提出してもらう。

以上の通り、名簿等の作成・配布については、生徒や保護者の同意を取れば、従来通り行える。従って学校としては、上記のような手続きにより保護者等から同意を得て、より役立つ名簿を作成・配布し、関係者間の連絡をより円滑にするための方法を考える必要があることになる。

このための方策としては、まず名簿作成の目的を説明し、理解を得るという方法が考えられる。具体的には、たとえば名簿作成の目的としては、学校における子供の教育への取り組みを発展・向上させるために保護者同士が連絡を取り合って協力する必要があり、そのためには保護者同士が相互に連絡先を知っている必要があると考えられること、などがあげられると思われる。このように、学校においてより充実した教育を行う為に、名簿が必要であることなど、学校の目的や教育目的と名簿の必要性を関係付けた説明を保護者にする等

の方法が考えられる。

また、実務上の必要性に関する説明も必要である。たとえば、教員が関係するすべての保護者に自ら連絡をすることは、メールの同報機能を使える場合等とはもかく、そうでない場合には合理的ではなく困難が伴う。このような場合には、連絡網のような代替策が必要となるが、この方法を用いる場合、関係する各保護者間で連絡先を共有する必要が生じる。このような具体的な実務上の必要性などを保護者に説明し、理解を得ることによって、より適切な名簿が作成できると考えられる。

なお、技術的な点からいうならば、名簿の作成に際しては、自宅の電話番号等同一の連絡先を一律に提出・登録することを求める必要は必ずしもない。連絡先としては、必要なタイミングで、必要な連絡がとれる場所が明らかであれば十分である。保護者等に連絡先の提出・登録を求める際には、この点も踏まえつつ、どのような目的の為にどのような連絡先の提出・登録を求めるかを検討し、また連絡先の提出・登録の趣旨をよく説明した上で適切な連絡先の提出・登録を求める必要がある。

#### 事例(2)保護者間の情報交換の円滑化

クラス名簿にすべての生徒の電話番号が載っていないので、保護者同士の情報交換ができなくなった。

名簿作成については、事例(1)の対応を参考にされたい。

また、そもそも保護者間の情報交換については、他の方法によることも可能である。たとえば、すでに用いられている場合もあると思われるが、インターネット上の掲示板のサービスを利用する方法や、メーリングリストを利用する方法等、各種のインターネット上のサービスを利用して対応すること等が考えられる。

このように各種のサービスを利用することによって、保護者間の意思疎通を図ることは可能であるから、この意味では、既存の電話連絡等の方法にこだわる理由はないと考えられる<sup>6</sup>。

#### 事例(3)学校からの連絡先の伝え方

PTAの連絡などの際に、他学年の家庭等の連絡先を学校は簡単に教えられなくなった。

このような事例については、PTAの連絡などのために、必要な場合には、連絡先を教えることがある旨の同意をあらかじめ保護者から一括して取得しておくことも考えられる。

また、別の方法としては、一般の企業等ではすでに行われていることであるが、連絡先を教えてほしいという照会があった場合、照会者の連絡先を聞いて、それを照会者が連絡したいと言ってきた相手先に連絡して、そこから照会者に連絡してもらう、という方法がある。この方法によれば、照会者が、連絡したい人から直接連絡を受けることになり、学校は不必要に連絡先を教えずにすむことになる。学校としては、若干手間が増えるかもしれないが、これは情報化時代の新しいマナーの一つのあり方ではないかと思われる。

#### 事例(4)保護者主催の行事・イベントへの学校の協力

父母主催の行事やイベントに際しても、名簿がないために協力が円滑に行えない。

この事例については、父母主催の行事やイベントへの学校の協力と個人情報保護対策との関係の観点から、検討が必要である。

そもそも父母主催の行事やイベントと学校の協力の関係は、いろいろな場合が考えられる。たとえば学校が共催する場合もあれば、保護者が関係している学外団体の実施する行事やイベントに、学校が事実上の協力をするだけという場合もある。

前者の学校が共催している行事・イベントについては、学校も主体的に関係するものであるので、当該行事・イベントが通常の学校の業務の範囲にあると考えられるのであれば、基本的には特段の問題なく、自らの保有している生徒の保護者の連絡先等を利用して協力することができると考えられる。

他方で後者のような場合、学校は、自らが連絡するにせよ、自らが保有する連絡先を提供するにせよ、そのような協力により問題が生じないよう

に、あらかじめ対処しておく必要がある。具体的には、入学時や新学期の開始時にクラス名簿等を作成・配布するための同意を取るのと併せて、このような保護者主催の行事やイベントに協力するために、当該クラス名簿等を利用するあるいは提供することがあり得ることを明示し、同意を取る方法などが考えられる。

#### 事例(5) 卒業アルバムの作成・同窓会との情報交換

卒業アルバムの作成や、同窓会の情報交換なども円滑に行えなくなっている。

まず卒業アルバムについては、基本的に生徒本人あるいは保護者の意向が優先されると考えざるを得ない。従って、学校側の説得にもかかわらず、生徒本人あるいは保護者が卒業アルバムに自分の写真や連絡先を載せることを明示的に拒否している場合には、当該生徒については載せないという対応を取らざるを得ないことになる。

次に同窓会については、多くの場合同窓会と学校とは異なる組織であることから、学校と同窓会の間で卒業生に関する情報をやりとりする際、学校は、個人情報の第三者提供としてあらかじめ本人に同意を求める必要がある。この点について実務上は、あらかじめ学校と同窓会の間で打ち合わせをし、両者の間で個人情報のやりとりをする可能性があることを卒業生に知らせるようにしておくことが便宜である。

学校における生徒間の関係及び学校と生徒との関係は、生徒が卒業した後も継続する関係であり、これをどのようにコーディネートするかは、学校の役割の一つと考えられる。この点において学校は、事例のような点のみに限らず、生徒の卒業後についても視野に入れた個人情報の扱いについて検討する必要がある。

#### 事例(6) 生徒の疾病と病院からの情報提供

生徒がけがをした場合に、けがの状態は個人情報なので、保護者の同意なしには教えられないとして、病院から情報の提供を断られた。

本事例については、厚生労働省の出している

「『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン』に関するQ&A(事例集)(平成18年4月21日改訂版)のQ5-23の「学校で怪我をした生徒に担任の先生が付き添って来ました。ガイドライン21ページには、『学校からの照会には回答してはならない』とありますが、保護者の同意書等がなければ担任の先生に怪我の状態などを説明してはいけないのでしょうか。」

に対する以下の回答が参考となる<sup>7)</sup>。

個人情報保護法では、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」とされており、怪我の症状を担任の先生に説明することは、第三者提供に該当します。質問のケースにあてはめると、「本人」というのは生徒のことであり、保護者ではありません。(保護者は未成年である子供の代理人にはなりません。)そして、質問のケースについては、ガイドライン22ページにおいて、保険会社や職場からの照会と並べて記述している「学校からの照会」一般の回答ではなく、同25ページに掲載している、「本人の同意が得られていると考えられる場合」の一例である「家族等への病状説明」の記述が参考になります。すなわち、生徒が付き添ってきた先生の同席を拒まないのであれば、生徒本人と担任の先生を同席させて怪我の状態や治療の進め方等について説明を行うことができると考えます。同席して説明を受けなかった場合に、後から担任の先生が医療機関に問い合わせるのは、「学校からの照会」一般の考え方に戻りますので、本人の同意がなければ回答してはならないことになります。ただし、怪我の原因となった事故の再発防止や、再発した際の応急処置等に有効であり、学校側に必要な情報を伝えておくべきと医師が判断できる場合は、「人の生命、身体の保護のために必要がある場合」に該当し、仮に当該生徒本人の同意が得られない場合であっても、必要な範囲で担任の先生に情報提供できると考えます。

これは医師の側からの判断について記述されたものであるが、結局、学校側に必要な情報を伝えておくべきと医師が判断する場合には、医師は情報を提供することが認められているということに

なる。学校側としてはこの点を認識し、「本人の同意がなくとも医師が必要と判断できる場合」に当たると学校側が考える場合には、その旨を関係する医師に伝え、適切な判断を医師に求めるなどをすることが必要と思われる。

### 事例(7)学校のパンフレットへの生徒の写真等の掲載

学校のパンフレットを作成するなどの際に、生徒の写真や生徒に関することを書けなくなってきており、学校経営が、個人情報保護への取り組みによって制約されている。

このような事例に関し、文部科学省の『<sup>1)</sup>学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針』解説<sup>2)</sup>は、「学校行事で撮影された写真等については、そのまま保存するような場合は、通常、特定の個人情報を容易に検索できるものとは言えません。このような場合、当該写真等は「個人データ」には該当しないため、学校が、それを展示したり、生徒や保護者に提供したりすることについて、個人情報保護法第23条の本人の同意を求

める手続きは必要ありません。」としている。

ただし、各学校に適用される個人情報保護に関する法令等は、各学校の事情により異なるため、実際に各学校に適用される法令等のもとでも問題ないかを確認する必要があること、また、個人情報保護法上問題がない場合であっても、プライバシー保護等との関係で問題になる場合があることは認識しておく必要がある。

### おわりに

以上本稿では、学校の日々の個人情報保護への取り組みにおいて問題となる具体的事例に対する対応について検討した。

学校で扱う個人情報は、学校であるが故に生徒や保護者等から提供されるものが少なからずある。このような生徒や保護者等の信頼を裏切らぬよう、適切な個人情報の保護に努め、提供された個人情報を適切かつ効果的に利用し、生徒の教育をより充実したものとしていくことが学校の努めである。このことを認識し、社会における学校の役割を果たすことに十分配慮した上で、個人情報保護への取り組みがされることが望まれる。

1. ここで取り上げる問題は、平成18年4月24日に行われた第20次国民生活審議会個人情報保護部会第6回会合における教育機関関係者のヒアリングにおいて述べられていた問題を参考に、筆者が設例した。同会合の概要については、<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>の該当部分参照。
2. 学校に関わる個人情報保護制度の概要については、拙稿『学校における個人情報保護のあり方』i-Net第8号(2003年9月)参照。  
[http://www.chart.co.jp/subject/jyoho/i\\_net.htm](http://www.chart.co.jp/subject/jyoho/i_net.htm)
3. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/11/04111602.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/11/04111602.htm) 指針解説20頁以下参照。
4. なお同様の点について、平成18年2月28日に出された個人情報保護関係省庁連絡会議合せ「個人情報保護の円滑な推進について」(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/20060228moshiawase.pdf>)は、名簿の作成・配布について、指針解説と同様の方法の他に、同意に代わる措置を取る方法もあげている。これによれば、
  - (i)緊急連絡網等として配付すること
  - (ii)名簿の内容(例 氏名、住所)
  - (iii)提供方法(例 関係者へ配付)
  - (iv)本人の求めにより名簿から削除すること

を、あらかじめ

本人に郵便、電話、電子メール等で通知する

事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載等によって、本人が容易に知ることができる状態に置くのいずれかの措置を取った上でなら、作成した名簿を配布することができるとしている。ただしこの場合には、「本人からの求めがあった場合には、名簿から削除しなければならない。」とされている。

5. なお指針解説は、緊急連絡網等の連絡名簿を各家庭等へ配付する時の安全管理への配慮として、印刷は必要部数に限り、利用目的又は保有期間の終了とともに学校に返却、あるいは各自で確実に破棄するなどの対応があるとしている。
6. 但し、インターネットへの接続状況や、度合いは家庭ごとに異なるものであることから、学校としては、各家庭の状況に十分配慮した上で、このような措置を導入する必要がある。
7. このガイドライン及びQ&Aは、厚生労働省のWebサイトでみることができる。  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>
8. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/11/04111602.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/11/04111602.htm)